

## 羽村市体育協会創立 60 周年記念表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人羽村市体育協会（以下「本協会」という。）の創立 60 周年を記念して表彰する被表彰者等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者及び基準)

第2条 表彰を受ける対象者及びその基準は、次のとおりとする。

(1) 功労者表彰

- ① 本協会の役職者または理事として15年以上在籍し、本協会の発展に寄与された者。
- ② 本協会創立 50 周年記念表彰を受けたものは除く。ただし、現在も理事及び役職にあるものは対象とする。

(2) 加盟団体功労者表彰

- ① 本協会加盟団体において、スポーツ活動の普及・振興に寄与し、団体の発展に尽力した者。
- ② 推薦人数

加盟 40 年以上の団体	3 名以内
加盟 20 年以上 40 年未満の団体	2 名以内
加盟 20 年未満の団体	1 名

(3) 会長が特に認めた者

(選考及び決定)

第3条 被表彰者を選考する表彰委員会を設置し、審査したものを理事会の承認を得て決定する。

(表彰委員会の構成)

第4条 委員会は、次に掲げる職にあるものをもって組織する。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 専務理事
- (4) 常務理事
- (5) 事務局長

(表彰の期日)

第5条 表彰は、本協会創立 60 周年記念式典において行う。

付 則

この規程は、令和5年6月14日から施行し、令和5年12月17日をもって効力を失う。